

昭和二十三年政令第三百一十六号

医療法施行令

内閣は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六条、第二十二条第二項及び第二十三条第二項並びに保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三号）第四十九条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

（認定の申請）

第一条 医療法（以下「法」という。）第五条の二第一項の認定（次条から第一条の四までにおいて単に「認定」という。）を受けようとする者は、当該者が同項に規定する経験を有することその他の厚生労働省令で定める事項を記載した申請書にその内容を証する書類を添付し、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。（認定証明書の再交付）

第一条の二 認定を受けた者は、認定証明書を失し、又は毀損したときは、認定証明書の再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請は、再交付の事由を記載した申請書を厚生労働大臣に提出してしなければならない。

第一条の三 認定の取消しの処分を受けた者は、五日以内に、認定証明書を厚生労働大臣に返納しなければならない。（認定証明書の返納）

第一条の四 前三条に規定するもののほか、認定又は認定証明書の再交付の申請手続について必要な事項は、厚生労働省令で定める。（厚生労働省令への委任）

第一条の五 国の開設する病院、診療所又は助産所に關して法の規定を適用する場合において必要な事項は、厚生労働省令で定める。（法の適用に関する特例）

第一条 第二十二条 第二十二条第一項の規定による開設する病院、診療所又は助産所の開設者（以下「開設者」という。）は、次の表の上欄に掲げる法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

（二）第十二条開設者

管理者

第一項	第二項	第二十四	第二十五	第二十六	第二十七条	第二十八条	第二十九	第三十条	第三十一	第三十二	第三十三	第三十四	第三十五	第三十六	第三十七	第三十八	第三十九	第四十	第四十一	第四十二	第四十三	第四十四
命ずる	開設者	その開設者	命ずる	その開設者	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣	主務大臣
申し出る		主務大臣	申し出る																			
2	刑事施設、少年院、少年鑑別所若しくは婦人補導院又は入國者収容所若しくは地方出入国在留管理局の中に設けられた病院又は診療所につ																					

いては、法第六条の三、第七条第五項、第十四条の二第一項第一号及び第二号、第三十条の十第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。

3 皇室用財産である病院又は診療所については、法第七条第五項、第三十条の十二第一項、第三十条の十三第一項、第三十条の十四第二項、第三十条の十六第二項、第三十条の十八の二第一項並びに第三十条の十八の四第二項及び第四項の規定は、適用しない。

4 防衛省設置法（昭和二十九年法律第二百六十四号）第十四条に規定する防衛医科大学校に設けられた病院については、法第十条の二第二項の規定は、適用しない。

（広告をすることができる診療科名）

第三条の二 法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名は、次のとおりとする。

一 医業については、次に掲げるとおりとする。

（1）頭頸部、胸部、腹部、呼吸器、消化器、循環器、気管食道、肛門、血管、心臓、血管、腎臓、脳神経、神経、血液、乳腺、内分泌若しくは代謝又はこれらを構成する人体の部位、器官、臓器若しくは組織若しくはこれら人体の器官、臓器若しくは組織の果たす機能の一部であつて、厚生労働省令で定めるもの

（2）男性、女性、小児若しくは老人又は患者の性別若しくは年齢を示す名称であつて、これらに類するものとして厚生労働省令で定めるもの

（3）整形、形成、美容、心療、薬物療法、透析、移植、光学医療、生殖医療若しくは疼痛緩和又はこれらの分野に属する医学的処置のうち、医学的知見及び社会通念に照らし特定の領域を表す用語として厚生労働省令で定めるもの

又は消費する者が自ら行わなければならないもの(除く)。

六 患者、妊娠、産婦若しくはじょく婦の寝具

又はこれらの者に貸与する衣類の洗濯の業務

七 医師若しくは歯科医師の診療若しくは助産

師の業務の用に供する施設又は患者の入院の

用に供する施設の清掃の業務

(病院報告の提出)

第四条の八 病院(療養病床を有する診療所を含む。以下この項及び次項において同じ。)の管

理者は、厚生労働省令で定めるところにより、

その管理する病院に係る患者の状況その他の事

項に関する報告書(以下この条において「病院

報告」という。)を厚生労働大臣に提出しなけ

ればならない。

二 病院報告は、厚生労働省令で定めるところに

より、病院の所在地を管轄する保健所の長に提

出するものとする。

三 病院報告の提出を受けた保健所の長は、厚生

労働省令の定めるところにより、当該病院報告

を当該保健所の所在地の都道府県知事に送付し

なければならない。

四 前項の規定による病院報告の送付は、保健所

を設置する市又は特別区にあつては、市長又は

区長を経由して行うものとする。

五 第三項の規定により病院報告の送付を受けた

都道府県知事は、厚生労働省令の定めるところ

により、当該病院報告を厚生労働大臣に送付し

なければならない。

一 急激な人口の増加が見込まれること。

二 特定の疾病に罹患する者が異常に多いこと。

三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働

省令で定める事情があること。

二 法第三十条の四第九項に規定する政

令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(罰則)

第五条 医療法施行規則(昭和二十三年厚生省令

第50号)第十六条又は第十七条に掲げる基準

に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(基準病床数の算定の特例)

第五条の二 法第三十条の四第九項に規定する政

令で定める事情は、次に掲げる事情とする。

一 急激な人口の増加が見込まれること。

二 特定の疾病に罹患する者が異常に多いこと。

三 その他前二号に準ずる事情として厚生労働

省令で定める事情があること。

二 法第三十条の四第九項の規定により、同条第

二項第十七号に規定する基準病床数(以下「基

準病床数」という。)に関する同条第八項に規

定する基準(以下「算定基準」という。)によ

らないこととする場合の基準病床数は、厚生労

働省令で定めるところにより、算定基準に従い

算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数又は厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数とする。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

第十六条第二項に規定する新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われたこと。

一 急激な人口の増加が見込まれること。

二 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)

第十六条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要と認める数

である。

三 前号に掲げる事情のほか、特定の疾病に罹

患者の者が異常に多くなること。

四 その他前号に準ずる事情として厚生労働

省令で定める事情があること。

五 法第三十条の四第十項に規定する政令で定め

るところにより算定した数は、算定基準又は前

条第二項の規定に従い算定した数に厚生労働大

臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数

とする。

六 法第三十条の四第十項に規定する政令で定め

る区域は、同項の申請に係る基準病床数を算定

することとされた区域(次条第三項において「基準病床数算定期域」という。)とする。

七 法第三十条の四第十項に規定する政令で定め

る申請は、病院の開設の許可若しくは病院の病

床数の増加若しくは病床の種別の変更の許可又

は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の

病床数の増加の許可の申請とする。

八 政令で定める申請は、同項に規定する厚生労働

省令で定める病床を含む病院の開設の許可若し

くは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の

変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若し

くは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

九 政令第三十条の四第十一項に規定する政令で定

めるところにより算定した数は、算定基準又は

第五条の二第二項の規定に従い算定した数に厚

生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加え

て得た数とする。

十 政令第三十条の四第十一項に規定する政令で定

めるところに申請に係る基準病床数算定期

の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可若しくは診療所の病床数の増加の許可の申請とする。

十一 実施計画に記載された救急医療等確保事業

が、同条第十八項の規定により公示された当該都道府県の同条第一項に規定する医療計画において定める同条第二項第七号に規定する地域医療構想の達成を推進するために必要と認める数とする。

(社会医療法人に係る認定の申請)

十二 法第四十二条の二第一項の規定によ

る社会医療法人に係る認定を受けようとする医

療法人は、当該認定を受けようとする旨及び同

項各号に掲げる要件に係る事項として厚生労働

省令で定めるものを記載した申請書を、当該医

療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事

に提出しなければならない。(この場合において、当該申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(実施計画の認定の申請)

十三 法第四十二条の三第一項の認定を受けた実施計

画(この条の規定により実施計画が変更された

省令で定めるものを記載した申請書を、当該医

療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事

に提出しなければならない。この場合において、当該申請書には、厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(実施計画の変更)

十四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた実施計

画(この条の規定により実施計画が変更された

省令で定めるものを記載した申請書を、当該医

療法人の主たる事務所の所在地の都道府県知事

に提出しなければならない。この限りではない。

十五 前条の規定は、前項の認定について準用す

る。

十六 前条の規定は、前項の認定について準用す

る。

十七 一 救急医療等確保事業(法第四十二条の二第一

項第四号に規定する救急医療等確保事業を

いう。以下同じ。)に係る業務の内容

二 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必

要な施設及び設備の整備に関する事項

三 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間

二十四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事(第三項及び次条において単に「都道府県知事」という。)の認定を受けなければならぬ。ただし、厚生労働省令で定める軽微な変更については、この限りでない。

二十五 前条の規定は、前項の認定について準用す

る。

二 前条の規定は、前項の認定について準用す

る。

三 前条の規定は、前項の認定について準用す

る。

四 その他厚生労働省令で定める事項

二十五 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、第一項ただし書の厚生労働省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

二十六 一 救急医療等確保事業(法第四十二条の二第一

項第四号に規定する救急医療等確保事業を

いう。以下同じ。)に係る業務の内容

二 救急医療等確保事業に係る業務の実施に必

要な施設及び設備の整備に関する事項

三 救急医療等確保事業に係る業務の実施期間

四 その他厚生労働省令で定める事項

二十七 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

二十八 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

二十九 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十一 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十二 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十三 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十五 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十六 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十七 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十八 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

三十九 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人は、前項の規定にかかるわらず、次の各号に記載した書類その他の厚生労働省令で定める書類を、都道府県知事に提出しなければならない。

(実施計画の認定)

四十 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療

法人に提出した場合において

二 次条第一項の規定により法第四十二条の三第一項の認定が取り消された日の属する会計年度 当該取り消された日

二 次条第三項又は第四項の規定により法第四十二条の三第一項の認定がその効力を失つた日の属する会計年度 当該効力を失つた日

(実施計画の認定の取消し等)

第五条の五の六 都道府県知事は、法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その認定を取り消すことができる。

一 法第四十二条の二第一項各号（第五号ハを除く。）に掲げる要件を欠くに至つたとき。

二 認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施に必要な施設及び設備の整備をその実施期間において行う見込みがなくなつたと認めるとき。

三 認定実施計画に従つて救急医療等確保事業に係る業務を行つていないと認めるとき。

四 定款又は寄附行為で定められた業務以外の業務を行つたとき。

五 収益業務から生じた収益を当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（当該医療法人が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者として管理する公の施設である病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を含む。次号において同じ。）の経営に充てないとき。

六 収益業務を継続することが、当該医療法人が開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務に支障を来すと認めること。

七 不正の手段により法第四十二条の三第一項の認定又は第五条の五の四第一項の認定を受けたとき。

八 法若しくはこの政令若しくはこれらに基づく命令又はこれらに基づく处分に違反したとき。

九 法第六十四条の二第二項の規定は、前項の規定による法第四十二条の三第一項の認定の取消しについて準用する。

三 法第四十二条の三第一項の認定は、認定実施計画に記載された救急医療等確保事業に係る業務の実施期間の末日限り、その効力を失う。

四 法第四十二条の三第一項の認定を受けた医療法人が、法第四十二条の二第一項の認定を受けたとき。

第五条の五の八 (医事に関する法律)	法第四十六条の四第二項第三号 (法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百一十七号)	第五条の五の七 (医療法人の社員総会に関する技術的読替え)	た場合には、法第四十二条の三第一項の認定は、法第四十二条の二第一項の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失う。	第五条の五の六 医療法人の社員総会について一般社団法人及び一般財团法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四十七条の二(各号列記以外の部分に限る)、第四十七条の三第一項(各号列記以外の部分に限る)、第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第四十七条の六及び第五十七条の規定を準用する場合においては、法第四十六条の三の六の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第四十七条 理事	第四十一条 理 事 長
第四十七条 社員(第三十九条第一項 一項)	第三十九条第一項 社員総会参考書類等 を交付し、又は を交付し、又は 第三項の承諾をした社 員を除く。)	医療法第四十六 条の三の二第五 項	同法第四十六条 の三の二第五項 の二第一項の事 業報告書等を	第五条の三 社員総会	第四十七条 第三十九条第二項各 社員総会	第四十七条 第三十九条第二項各 社員総会	第四十七条 第三項
第四十七条 社員(第三十九条第一項 一項)	第三十九条第一項 社員総会参考書類等 を交付し、又は を交付し、又は 第三項の承諾をした社 員を除く。)	医療法第四十六 条の三の二第五 項	同法第四十六条 の三の二第五項 の二第一項の事 業報告書等を	第五条の三 社員総会	第四十七条 第三項	第四十七条 第三項	第四十七条 第三項
第五条の五の八 (医事に関する法律)	法第四十六条の四第二項第三号 (法第四十六条の五第五項において準用する場合を含む。)の政令で定める医事に関する法律は、次のとおりとする。	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう 師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百 一十七号)	第五条の五の七 (医療法人の社員総会に関する技術的読替え)	た場合には、法第四十二条の三第一項の認定は、法第四十二条の二第一項の認定を受けた日から将来に向かってその効力を失う。	第五条の五の六 医療法人の社員総会について一般社団法人及び一般財团法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第四十七条の二(各号列記以外の部分に限る)、第四十七条の三第一項(各号列記以外の部分に限る)、第四十七条の四第三項、第四十七条の五、第四十七条の六及び第五十七条の規定を準用する場合においては、法第四十六条の三の六の規定によるほか、次の表の上欄に掲げる一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第四十七条 理事	第四十一条 理 事 長

二 栄養士法（昭和二十一年法律第二百四十五号）

三 保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）

四 歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）

五 診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）

六 歯科技工士法（昭和三十年法律第二百六十八号）

七 臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）

八 薬剤師法（昭和三十五年法律第二百四十六号）

九 理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第二百三十七号）

十 柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）

十一 視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）

十二 臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）

十三 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）

十四 救急救命士法（平成三年法律第三百三十六号）

十五 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）

十六 精神保健福祉士法（平成九年法律第二百三十一号）

十七 言語聴覚士法（平成九年法律第二百三十二号）

十八 公認心理師法（平成二十七年法律第六十八号）

十九 臨床研究法（平成二十九年法律第十六号）

（社団たる医療法人及び財團たる医療法人の理事に関する技術的読替え）

第五条の五の九 法第四十六条の六の四においては、法第四十六条の六の四の規定によるほか、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条、第八十条、第八十二条から第八十四条まで、第八十八条（第二項を除く。）及び第八十九条の規定を準用する場合においては、法第四十六条の六の四の規定によるほか、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律第七十八条、第八十条及び第八十二条中「代表理

の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

一 準用会社法第六百七十七条第三項
二 準用会社法第七百二十一條第四項
三 準用会社法第七百二十五条第三項
四 準用会社法第七百二十七条第一項
五 準用会社法第七百三十九条第一項

前項の規定による承諾を得た提供者は、同項の相手方から書面又は電磁的方法により電磁的方法による事項の提供を受けない旨の申出があったときは、当該相手方に對し、当該事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該相手方が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(電磁的方法による通知の承諾等)
第五条の八 準用会社法第七百二十条第一項の

した場合は、この限りでない。

供を電磁的方法によつてしてはならぬし、当該相手方が再び同項の規定こ

つたときは、当該相手方に対し、当該電磁刀子を二つ以上供給する。

の様子が書面には記載されておらず、方法による事項の提供を受けない旨

前項の規定による承諾を得た提供者の相手方から書面又は電磁的方法により

五 準用会社法第七百三十九条第二項の規定による二種類

四 準用會社法第七百二十七條第一

三 準用會社法第七百二十一條第四
準用會社法第七百二十五條第三

一 準用會社法第六百七十七条第三項用會社去第七百二十二条第四

方法による承諾を得なければならぬ

110

える法字句

第三十七条第二項、第一において準用する会社

一項

項
第
一
卷

労働契約の承継等に関する法律の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条 第同法第七百五十七条规定に

第一項	第三年法律第二百五 号)第六十条に 一号	第七百五十七条 第一項	第六十一条第一項	第七百六十二条第一 項	第七百六十三条第一 項	第四条第 四項、第五 项並びに 第六条第 二項及び 第三項
						(医療法人台帳等)

第五条の十一 都道府県知事は、医療法人台帳を備え、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人について、厚生労働省令で定める事項を記載しなければならない。

2 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に主たる事務所を有する医療法人が、他の都道府県の区域内へ主たる事務所を移転したときは、当該医療法人に関する医療法人台帳の記載事項を、当該医療法人の主たる事務所の新所在地の都道府県知事に通知しなければならない。

(登記の届出)
第五条の十二 医療法人が、組合等登記令(昭和三十九年政令第二十九号)の規定により登記したときは、登記事項及び登記の日を、遅滞なく、その主たる事務所の所在地の都道府県知事(次条において単に「都道府県知事」といふ。)に届け出なければならない。ただし、登記事項が法第四十四条第一項、第五十四条の二第二項、第五十五条第六項、第五十八条の二第四項(法第五十九条の二において準用する場合を含む)及び第六十条の二第四項(法第六十一条の三において準用する場合を含む。)の規定による都道府県知事の認可に係る事項に該当するときは、登記の年月日を届け出るものとす

(役員変更の届出)
第五条の十三 医療法人は、その役員に変更があつたときは、新たに就任した役員の就任承諾書を提出する。 (役員変更の届出)

及び履歴書を添付して、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(書類の保存期間)

第五条の十四 都道府県知事は、医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類を、当該医療法人台帳及び厚生労働省令で定める書類に係る医療法人の解散した日から五年間保存しなければならない。

第一項

三年法律第二百五
号)第六十条に
一号

第七百五十七条规定に

第六十一条第一項

第七百六十二条第一
項

第七百六十三条第一
項

第四条第
四項、第五
项並びに
第六条第
二項及び
第三項

(医療連携推進認定の申請)

第五条の十五 法第七十条の二第一項に規定する医療連携推進認定(以下「医療連携推進認定」という。)を受けようとする一般社団法人は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該一般社団法人が定款において定める法第七十条第一項に規定する医療連携推進区域(以下「医療連携推進区域」という。)の属する都道府県(当該医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたつては、これらの都道府県のいずれかの都道府県)の知事に提出しなければならない。

二 主たる事務所の所在地

三 法第七十条第二項に規定する医療連携推進業務の内容

(特別の利益を与えてはならない一般社団法人の関係者)

四 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)

五 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)

六 生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)

七 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)

八 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第二百四十五号)

九 老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)

十 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)

十一 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)

十二 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)

十三 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成十七年法律第二百二十四号)

十四 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)

十五 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二十三年法律第七十九号)

十六 子ども・子育て支援法(平成二十四年法律第六十五号)

十七 再生医療等の安全性の確保等に関する法律(平成二十五年法律第八十五号)

十八 国家戦略特別区域法(平成二十五年法律第一百七号。第十二条の五第五項及び第十七項から第十九項までの規定に限る。)

十九 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成二十六年法律第五十号)

(保健医療又は社会福祉に関する法律)

令で定める保健医療又は社会福祉に関する法律は、次のとおりとする。

一 児童福祉法(昭和二十二年法律第二百六十四号)

二 医師法(昭和二十三年法律第二百一号)

三 歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号)

二十 民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第二百十号)

二十一 第五条の五の八各号に掲げる法律(医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたつては、その区域における医療連携推進認定等)

(医療連携推進区域が二以上の都道府県にわたつては、あらかじめ、当該医療連携推進区域に係る他の都道府県知事(次項及び第三項において「関係都道府県知事」という。)の意見を聴かなければならない。

二 関係都道府県知事は、法第七十条の五第一項に規定する地域医療連携推進法人に対して適当な措置をとることが必要であると認めるとときは、法第七十条の八第三項に規定する認定都道府県知事(次項において「認定都道府県知事」という。)に対し、その旨の意見を述べることができる。

三 認定都道府県知事は、法第七十条の二十一第一項又は第二項の規定により医療連携推進認定を取り消すに当たつては、あらかじめ、関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

四 都道府県知事は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

(都道府県医療審議会)

第五条の十六 都道府県医療審議会(以下「審議会」という。)は、委員三十人以内で組織する。

第五条の十七 委員は、医師、歯科医師、薬剤師、医療を受ける立場にある者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。

二 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

三 委員は、非常勤とする。

四 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

五 会長は、委員の互選により定める。

六 会長は、会務を総理する。

七 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

八 会長は、委員の互選により定める。

九 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十一 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十二 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十三 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十四 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十五 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十六 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十七 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十八 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

十九 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十一 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十二 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十三 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十四 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十五 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十六 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十七 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十八 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

二十九 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十一 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十二 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十三 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十四 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十五 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十六 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十七 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十八 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

三十九 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十一 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十二 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十三 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十四 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十五 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十六 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十七 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

四十八 会長に事故があるときは、委員のうちから互選された者が、その職務を行う。

2	専門委員は、学識経験のある者のうちから、都道府県知事が任命する。
3	専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
4	専門委員は、非常勤とする。
第五条の二十	審議会は、会長が招集する。
2	審議会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決を行うことができない。
3	議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
第五条の二十一	審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
2	部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
3	部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選により定める。
4	審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて審議会の決議とすることができる。
5	第五条の十八第三項及び第四項の規定は、部会長に準用する。
第五条の二十二	第五条の十六から前条までに定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。 (指定都市の特例)
第五条の二十三	地方自治法第二百五十二条の十 九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という)において、法第七十三条の規定により、指定都市が處理する事務については、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百七十四条の三十五に定めるところによる。
(権限の委任)	
第五条の二十四	この政令に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。
2	前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。
附 則	抄
第六条	この政令は、法施行の日から施行する。
第七条	この政令施行の際現に存する国の開設する病院については、法第七条第一項及びこの政令第二条の規定による承認があつたものとみなす。
2	この政令施行の際現に存する国の開設する診療所については、法第七条第一項及びこの政令

6	第一条の規定による通知があつたものとみなす。
	第一項の規定による病院又は第二項の規定による診療所で収容施設を有するものについては、法第二十七条及びこの政令第二条の規定による検査及び承認があつたものとみなす。
第九条	学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十八条の規定により大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学又は専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第三条の大学とみなす。
第十一条	国民医療法施行令(昭和十七年勅令第六百九十五号)及び国民医療法施行令特例(昭和二十一年勅令第四十二号)は廃止する。
第十二条	法第八十六条第三項に規定する政令で定める期間は、五年(二年の据置期間を含む)とする。
2	前項に規定する期間は、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第五条第一項の規定により読み替えて準用される補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第百七十九号)第六条第一項の規定による貸付けの決定(以下「貸付決定」という。)ごとに、当該貸付決定による国賃付金(以下「国賃付金」という。)の交付を完了した日(その日が当該貸付決定があつた日の属する年度の末日の前日以後の日である場合には、当該年度の末日の前々日)の翌日から起算する。
3	国賃付金の償還は、均等年賦償還の方法によるものとする。
4	国は、国の財政状況を勘案し、相當と認めるときは、国賃付金の全部又は一部について、前項の規定により定められた償還期限を繰り上げて償還させることができる。
5	法第八十六条第六項に規定する政令で定める場合に、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合は、前項の規定により償還期限を繰り上げて償還を行つた場合とする。
附 則	(昭和二十五年三月三一日政令第五号)

1	この政令は、公布の日から施行する。
2	この政令は、公布の日から施行する。
3	この政令は、昭和三十八年五月一五日政令第一二五号)による。
4	この政令は、昭和三十八年五月一五日政令第一二五号)による。
5	この政令は、昭和三八年五月一三日政令第一二四号)による。
附 則	(昭和三九年三月二十五日政令第三二号)
1	この政令は、公布の日から施行する。
2	この政令は、公布の日から施行する。
3	この政令は、昭和三十九年十月一日から施行する。
4	この政令は、昭和六一年六月一七日政令第一一四号)による。
5	この政令は、昭和六一年六月一七日政令第一一四号)による。
附 則	(昭和六一年六月一七日政令第一一四号)
1	この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日(昭和六十一年六月二十七日)から施行する。ただし、第一条中医療法施行令第三条第一項及び第四条の五の改正規定並びに第七条の規定は同年八月一日から、第一条中同令第五条の二第二項及び第二項の改正規定は同年十月一日から施行する。
2	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
3	この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
4	この政令の施行前に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十八条ただし書及びこの政令第二条の規定による改正前の医療法施行令(以下この項及び次項において「旧令」という。)第一条の規定によりされた都道府県知事に対する通知並びに同法第二十七条及び旧令第一条の規定により都道府県知事がした検査及び承認(当該通知並びに同法第二十七条及び旧令第一条の規定による場合に限る。)は、同法第十八条ただし書及びこの政令第二条の規定による改正後の医療法施行令(以下この項において「新令」と

1	この政令は、平成六年七月一日政令第二二二号)による。
2	この政令は、平成六年一二月一四日政令第三三号)による。
3	この政令は、平成六年八月一日から施行する。
4	この政令は、平成六年八月一日から施行する。
5	この政令は、平成八年八月一二日政令第一二三号)による。
附 則	(平成八年八月一二日政令第一二三号)
1	この政令は、平成七年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。
2	この政令は、平成七年四月一日から施行する。
3	この政令は、平成七年四月一日から施行する。
4	この政令は、平成七年四月一日から施行する。
5	この政令は、平成八年一月二〇日政令第一一八号)による。
附 則	(平成八年一月二〇日政令第一一八号)
1	この政令は、平成九年四月一日から施行する。
2	この政令の施行前に医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十八条ただし書及びこの政令第二条の規定による改正前の医療法施行令(以下この項及び次項において「旧令」という。)第一条の規定によりされた都道府県知事に対する通知並びに同法第二十七条及び旧令第一条の規定による場合に限る。)は、同法第十八条ただし書及びこの政令第二条の規定による改正後の医療法施行令(以下この項において「新令」と

（二）この政令の規定によりされた保健所を設置する市の市長又は特別区の区長（以下「保健所設置市等の長」という。）に対する通知並びに同法第二十七条及び新令第一条の規定により保健所設置市等の長がした検査及び承認とみなす。

（三）この政令の施行前に発生した事項につき旧令第四条又は第四条の二の規定により届け出なければならないこととされている事項の届出については、なお従前の例による。

附 則 平成九年二月一九日政令第二〇号（施行期日）抄

第一条 この政令は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 平成一〇年三月一〇日政令第四六号（施行期日）抄

（一）この政令は、医療法の一部を改正する法律の施行の日（平成十年四月一日）から施行する。

附 則 平成一一年九月三日政令第二六二号（施行期日）抄

（二）この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 平成一二年六月八日政令第三〇九号（施行期日）抄

（一）この政令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。（委員等の任期に関する経過措置）

（二）この政令の施行日の前日において次に掲げる從前の審議会の委員である者の任期は、当該委員の任期を定めたそれぞれの政令の規定にかかるわらず、その日に満了する。

一及び二 略

三 医療審議会

附 則 平成一二年六月七月政令第三三三号（施行期日）抄

（一）この政令（第一条を除く。）は、平成十三年四月一日から施行する。

第一条 この政令は、医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二百四十一号）附則第一号に掲げる規定の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則 （平成一八年五月八日政令第一九三号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年一月一日から施行する。

（良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用に係る経過措置）

第二条 国の開設する診療所に関する良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律附則第三条の規定の適用については、同条第一項中「医療法第二十七条」とあるのは「医療法施行令（昭和二十三年政令第三百二十六号）第一条の規定により読み替えて適用される医療法第二十七条」と、「許可証の交付」とあるのは「承認」と、「第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項」とあるのは「同令第一条の規定により読み替えて適用される第一条の規定による改正後の医療法第七条第三項」と、「許可を」とあるのは「承認を」と、同条第三項中「許可」とあるのは「承認」とする。

2 前項の規定の適用については、独立行政法人放射線医学総合研究所、独立行政法人航海訓練所、独立行政法人労働者健康安全機構、独立行政法人国立病院機構、日本郵政公社及び国立大学法人法（平成十五年法律第二百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人は、国とみなす。

附 則 （平成一九年一月一九日政令第九号）

（施行期日）

第一条 この政令は、平成十九年四月一日から施行する。

（この政令は、一般社団法人及び一般財團法人に関する法律の施行の日から施行する。）

附 則（平成一九年七月一三日政令第二〇七号）
この政令は、信託法の施行の日から施行する。

附 則（平成一九年一月一四日政令第三六九号）抄
(施行期日)
（医療法施行令の一部改正に伴う経過措置）
第七条 既登録社債等については、第四条の規定による改正前の医療法施行令第五条の九の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成二〇年二月二七日政令第三六号）
(施行期日)
第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。
(経過措置)

第二条 この政令の施行の際現に医業又は病院若しくは診療所に関してこの政令による改正前の医療法施行令第三条の二に規定する診療科名の広告をしている者の当該広告に対する医療法第六条の五の規定の適用については、当該診療科名を同法第六条の六第一項に規定する政令で定める診療科名とみなす。

第三条 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成二二年三月二五日政令第四一号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二三年五月二日政令第七号）
この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二一日政令第四〇七号）抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年七月一九日政令第九七号）
この政令は、新非訟事件手続法の施行の日（平成二十五年一月一日）から施行する。

附 則（平成二六年九月二五日政令第三一四号）

附 則（令和四年三月一八日政令第六八号）
この政令は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和四年八月三一日政令第二八七号）
この政令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

附 則（令和四年一二月九日政令第三七七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
附 則（令和五年四月二六日政令第一七五号）
この政令は、令和五年五月八日から施行する。